

令和3年第2回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和3年2月26日（金）午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教育長 清正浩 靖 委員 本間正江 委員 名島啓太 委員 齋藤邦彦 委員 阿良田由紀 委員 長谷川みどり
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) 学校改築施設管理課長 学校支援課長 生涯学習・学校地域連携課長 教育総合相談センター所長 飛鳥山博物館長 学校適正配置担当課長 子ども未来部長 子ども未来部参事(子ども未来課長) 子ども環境応援担当課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	9号	教育委員会あて請願の審査について	承認
2	10号	「東京都北区GIGAスクール構想」の基本的な考え方」の策定について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
3	8号	滝野川第四小学校リノベーション事業整備プランについて	了承
4	9号	谷端小学校の教育環境等の整備に向けた検討について	了承
5	10号	令和4年度以降の成人の日記念式典参加者の対象年齢について	了承
6	11号	知的障害特別支援学級設置方針検討委員会報告書について	了承
7	12号	「史跡中里貝塚整備基本計画」(素案)について	了承
8	13号	児童数増加への対応について	了承
9	14号	令和3年4月期の保育園入所申込状況(一次審査)と今後の待機児童解消策について	了承
10	15号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和3年第2回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和3年2月26日（金） 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。
また、本日の教育委員会臨時会における傍聴人定員は東京都北区教育委員会傍聴に関する規則第4条ただし書きの規定に基づき10名とさせていただきます。
これより令和3年第2回北区教育委員会臨時会を開会いたします。
日程第1、第9号議案「教育委員会あて請願の審査について」について議題に供します。
まず事務局から朗読をお願いいたします。

事務局

それでは朗読をいたします。
「子ども一人一人を大切に作る少人数学級実現のための意見書提出を求める請願書」。
日頃のみなさまのご尽力に対しまして、敬意を表します。
政府は昨年末、小学校での段階的な35人以下学級の導入を決めました。令和3年4月以降、2年生から学年ごとに移行し、5年かけて全学年で35人以下学級となります。
改めて様々な論議が行われておりますが、国立教育政策研究所の報告書が「学級規模が小さい学級のほうが過去の学力の底上げの傾向が示された」などとしておりメリットがきちんと提示されています。なにより、学校現場や自治体、教育研究者などから切実に強力な要望が多数寄せられています。
北区では、今年度の児童・生徒数の場合、35人学級になれば小学校で31学級、中学校で7学級の教室・教員増となります。
教員免許を取得していて、教員以外の職業に就いていたり、他の職業に転職した方もおられますが、他の職業から教員に転職した方は5%であり、他の職業よりも魅力的な職場環境を整えれば、マンパワーは確保できます。
少人数学級は、子どもの心の傷つきやつまづきを見落とさないためにも、子ども同士が力を伸ばしあえるクラス集団を作る上でも、子どもたち一人ひとりの多様性を大切に、尊重する教育を保障するためにも貴重な一歩です。
北区の小・中学校全学年で少人数学級を少しでも早く実現できるよう、東京都と国に対して意見書を提出してください。朗読は以上です。
ありがとうございました。それでは、事務局から説明をお願いします。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、本請願につきまして、簡単ではございますが補足説明をさせていただきます。

まず、少人数学級導入についての国の動きです。昨年夏に教育再生実行会議で少人数によるきめ細かな指導體制の計画的な整備を検討事項として取り上げて、9月にワーキンググループを設置し、検討が始まりました。このワーキンググループはこれまでに5回行われております。また、文部科学省においては、令和3年度予算の概算要求では、事項要求として少人数によるきめ細かな指導體制の計画的な整備が盛り込まれました。

こうした流れを受けまして、今月初めには公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務標準法の改正案が閣議決定され、現在、国会で審議されているところです。

改正の内容につきましては、請願の理由でもありましたとおり、小学校の学級編制標準を35人とし、経過措置として、来年度小学校2年生から35人として、1年ごとに段階的に35人学級を導入していくものとなっております。

国会の審議の中では、先般、中学校を念頭に少人数学級の効果を検証し、望ましい指導體制の在り方を検討するとの総理大臣からの答弁もあったところです。

また、予算的な面におきましては、義務標準法の改正と併せまして、学校における働き方改革を進めること、併せて教職員定数の改善のための予算要求を文部科学省から出されているところです。

北区といたしましては、これまでも国に対して全国市長会を通じ少人数学級の実現を求めており、東京都に対しても特別区の教育長会を通じて35人学級の実現を求めてまいりました。また、10月に行われました区長と都知事との意見交換においても、少人数学級を可能とする教員の確保と、教育施設整備への支援を要望したところです。北区においては、35人学級の導入について、教室の確保が課題であると捉えており、転用可能な諸室の実態把握調査などを行って現状を分析しているところです。

このたびの法改正では、小学校の35人学級の段階的な導入ということですので、今後の児童数の推移を注視しつつ、教室不足が生じないよう必要な対応をとってまいりたいと考えております。

補足説明は以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。まず、ご質問等ございますでしょうか。

(質疑なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、各委員の意見をお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

本間委員。

本間委員

ご説明ありがとうございました。また、お願いいただいている趣旨も北区の児童・生徒のことを思っていることと大変ありがたく受け止めております。

その上で、今の補足説明と重なるところもございますけれども、私個人の意見を少しお時間とって述べさせていただきたいと思っております。

まず、結論から申し上げますと、少人数指導については重々大切なことは承知してお

りますけれども、この時期にさらに要請をしていくということについては見送るべきだと私は考えております。

その理由について少し述べさせていただきたいと思います。まず、皆様ご案内のとおり、今年1月の中教審答申で令和の日本型学校教育の推進において、また、現在の学校教育でも、既にSDGsの推進においても、誰一人取りこぼさず、誰もが自分のよさを生かして社会生活が送れるように、個別最適な学び、それから協働的な学びを重視しております。これらを踏まえた教育活動を推進するに当たっては、少人数によるきめ細かな指導が必要であることについては、私自身もそのように思いますし、中教審の答申の中でも既に触れられております。

今回、来年度より段階的な小学校での35人学級が実施されていくという背景には、こうした答申を踏まえたことと合わせて、これまでの北区をはじめ多くの自治体から要望が出されていたことも背景にあったものと認識しております。今回の要請も、そうしたことの中の大きな力になっているとも思っております。

また、今月15日の衆議院予算委員会では、菅首相が35人学級を実施する中で、少人数学級の教育に与える影響や外部人材の活用の効果について検証を行った上で、その結果も踏まえ、望ましい指導体制の在り方について検討したいと中学校での35人学級に関しても触れながら述べておられます。さらに、萩生田文科大臣は、将来的な中学校での35人学級や、さらに30人学級の実現に関して道筋をつけていくことを会見で述べておられました。

なお、私は小学校の校長としての経験がございますので、その経験上からは、学習は講師などのサポートも含めた少人数が望ましく、学級としての人数はよりよい人間関係の調整を切磋琢磨しつつ図っていく上で、一定の規模は必要であるとの考えを持っております。したがって、少人数指導、少人数の学級ということについては十分な検証を行って考えを進めていくことが大切であるとも思っております。

翻って、また、北区のほうに話を戻しますけれども、北区の現場を鑑みますと、コロナ禍においてGIGAスクール構想の早期実現をするような施策を取ってくれています。あるいは、校舎改築など、多額の予算を今現在教育にかけておまして、来年度から実施される段階的35人学級への対応も適切に準備を進めていると承知しているところです。

このような流れから、少人数学級が早期に実現されることを私自身も期待する反面、実際の北区内の現状を考えますと、一時に35人学級になって教室の確保、あるいはそれに伴う人的な措置などが追いつかず、かなりの混乱が予想されます。また、北区独自で展開できるといった内容ではなくて、国としての検証・検討が行われていくと明らかにされておりますので、その様子を注視しながら、現段階で決定したことへの対応に確実に推進していくように力を注いでいくことが、より現実的かつ混乱なく新しい学習の在り方を追究していくことに通じると考えております。

なお、新型コロナウイルスの影響で財政的に厳しい中でも、北区においては学力パワーアップ講師をはじめとする支援体制を維持しており、GIGAスクール構想実現へのサポート体制も考慮されていると承知しております。今は現状構築されている北区の人的措置を含む教育環境を生かしつつ、令和の日本型学校教育を確実に実施し、今現在、

小・中学校生活を送っている目の前の子ども達が充実した学校生活を日々送れるように、教員個々が落ち着いて研さんを積める風土の広がりを優先させたいと考えております。

冒頭申し上げましたように、このようなことから、本陳情・要請に対しては、十分その意図は理解するところではありますけれども、国としての動静、あるいはそれを受けた北区としての在り方、段階的35人学級を導入することを一つの成果として受け止めて、国としての効果検証・検討結果を待つこととしたいと考えております。

以上でございます。

今現在は不採択とすべきかというふうに考えております。

清正教育長

ほかに。

名島委員

本間委員と重複するところがあるかもしれませんが、私の考えを述べさせていただきます。

今は令和の学びのスタンダードな形として、1人1台端末を持つGIGAスクール構想の実現に向けて準備が加速している段階で、その環境が整うと、教員は授業中でも一人一人の反応を把握できるようになり、子どもたち一人一人の反応踏まえた双方向型の一斉授業が可能になるとされております。また、個別学習の場においても、一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた学習が可能になるとされておまして、これは学習における少人数学級を目指す方向性と矛盾しないと思われまます。

また、一方で、一斉に少人数学級を実現しようとする、教室数や人員の不足などが生じ、それに伴う混乱も生じてしまう可能性も否定できないと考えます。GIGAスクール構想によって整備されるICT環境など、社会構造の変化や、直面する様々な課題に対応すべく考えられた令和の日本型教育の実現の中に、今回の請願にある子どもたち一人一人の多様性を大切に、尊重する教育という少人数学級の目指すものも含まれると考えます。少人数学級は来年度から段階的に目指す方向が示されているところでもあり、現実的な歩みで新しい時代の学校教育を実現していくことが必要であることから、この本請願の趣旨はよく理解できるのですけれども、現時点で国や都への意見書提出は見送ったほうがよいと判断しますので、私は不採択の考えです。

齋藤委員

私も個人的な意見を申させていただきます。

一人一人の児童・生徒をきめ細かく見るのに35人学級は望ましいと思われまます。しかしながら、北区として、まず教室の数の確保に問題があります。特に、わくわく☆ひろばや学童の活動場所ですら確保が困難な状況で、学校内や敷地内に余裕のある学校ばかりではありません。また、移行に当たり教職員に過度な負担を強いることとなります。教員の働き方改革にも逆行する恐れがあります。東京都としても、教員の数の確保や財政負担の問題、北区としても教員への研さんや質の向上、クラスの編成、それに伴う引継ぎなどが問題にあります。子どもたちが落ち着いた環境で学べるよう、北区として適切な移行時間をかけ、環境を整えながら東京都や国の動向に沿った形で、段階的に少人数学級へ移行していくことが望ましいと考えまます。

従いまして、私の意見といたしましては、現段階では北区教育委員会から東京都と国に対して意見書を提出することは不採択の立場です。以上でございます。

阿良田委員

まず、私も子どもたちのためには35人学級は望ましいと考えます。ただ、これは国の方針として既に決定していることでありますし、北区でも今は段階を踏んで現実への地固めをしている状況にあります。前に発言した委員と重複するところは割愛させていただきますが、算数、英語など、習熟度別少人数クラスでの指導は既に行われておりますし、区内の小学校はほとんど、また中学校でもおよそ3分の2が35人以下の学級編制となっており、40人ちょうどの学級は小学校で5学級ありますが、これらの学級に対しては学力パワーアップ講師の手配等により、可能な範囲で手厚い指導体制が取られています。

従いまして、このご請願の趣旨は十分理解できますが、今、ここで35人学級実現への急激な進展を望むことが、足りない教員や教室の補填に大きな混乱を招きかねないことを懸念いたしますので、私も不採択とさせていただきます。以上です。

長谷川委員

先にお話をされました教育委員の先生方と私も同じ意見でございます。私も子ども達一人一人を細やかに見るために、35人以下学級は望ましいものと考えます。また、今後、状況を見極めながら、児童、生徒、保護者、教員の意見を幅広く集約して進めていかれることが望ましいと思います。

従って請願の趣旨は十分理解はできておりますが、今の時期には見送っていただくほうがよいと考えます。私も不採択でお願いいたします。

清正教育長

私から発言をさせていただきます。特別区の教育長会では、毎年の東京都への予算要望の中で、小学校第2学年以降、段階的に35人学級になるような法改正を国に求めることなどを要望してきました。このたび、法改正により令和3年度から段階的に35人学級が導入されることになり、現在、全国の自治体が一斉にその実現に向けて取組みを始めているところです。

一般的には、必要となる教員の数と質の確保は都道府県が中心となり、また、普通教室の確保等、施設整備は区市町村が中心となって、この法改正を踏まえて検討と取組みをスタートしたところです。

北区といたしましても、35人学級の円滑・着実な導入に向けまして、東京都における教員の着実な確保とともに、普通教室の確保等、施設の計画的な整備に取り組んでまいります。とりわけ、北区の場合は全国的に子どもの数が減少する中、北区の児童・生徒数は近年増加を続けており、また、先ほど別の委員のご意見にもありましたけれども、学童クラブの需要等も増大していることから、施設整備には万全を期していきたいというふうに考えています。

請願の思いは十分ご理解申し上げるところですが、北区教育委員会として現時点で国・東京都に意見書を出すことは考えていません。私の意見としては、不採択を主張させていただきます。

ただいまのそれぞれのご意見をまとめますと、各委員とも不採択で一いたしています

ので、不採択にいたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

それではご異議なしと認め、本請願については不採択とさせていただきます。
次に日程第2、第10号議案「東京都北区GIGAスクール構想の基本的な考え方」の策定について」議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第10号議案でございます。GIGAスクール構想の基本的な考え方の策定でございます。お手元に議案のほかに、A4の1枚、それからステープラー2点どめの基本的な考え方、それから同じくステープラーどめ、アンケート調査がございます。議案含めて4点です。説明をさせていただきます。

まず、議案でございます。おめくりをいただきまして、記書きでございますけれども、説明欄でございますとおり、GIGAスクール構想、区としての基本的な考え方、これを作成するために本案を提出するというものでございます。

次に、A4、1枚のものでございます。こちら説明してまいります。1の要旨でございます。補足も加えてご説明させていただきますけれども、GIGAスクール構想につきましては、ご案内のとおり新型コロナウイルス感染拡大に伴う学校の一斉休業を踏まえまして、1人1台端末の配備、それから校内ネットワーク環境の整備を本年度中に行うことで進めてきたわけでございます。そうしたハード面の整備を優先的に進めてきた一方で、区としての取組みについての基本的な考え方、この4月の稼働前に大枠のもの、総括的なものを策定すべきであろうと考えまして、今般、中教審の答申などを踏まえまして、基本的な考え方を策定することとしたものでございます。

2の現況でございます。お示しのようにプロジェクトチーム、学校の代表者、それから町内の関係職員が参画いたしまして構成した会議体をもって検討を進めてまいりました。

3以降につきましては、冊子のほうで説明をさせていただきます。こちらのステープラー2点どめ、基本的な考え方のご用意をお願いいたします。中身を簡潔に説明させていただきます。

おめくりいただいて1ページ、国における背景、それから経過をお示ししていただきます。

2ページでございます。北区の教育ビジョン2020における本方針に、この基本的な考え方、これから策定する方針に関連する部分のお示しをしてございます。

次に進みます。3ページでございます。本方針を策定するに当たりまして、教員、そ

れから保護者のアンケートをお願いしてございます。詳細につきましては、アンケート調査ということで、冊子を添付してございます。後ほどご高覧いただければと存じますけれども、こちらの基本的な考え方の3ページにお戻りいただきまして、中段の2のところでございます。こちらに、教員についての記述、それから、その下、3のところでございますけれども、こちらにつきましては保護者についてでございます。2、3いずれも現状・課題・期待ということでポイントをお示ししてございます。また、4でございます。下から4行目、アンケートの結果から今後の必要な対応ということでお示しをしております。

4ページまでお進みください。基本的な考え方、こちらがいわゆる肝の部分になるということでございますけれども、1のところ、こちらが、国がイメージするGIGAスクール構想がもたらす学校・教育現場の変化といたしまして、図で個別最適な学び、それから協働的な学び、具体的な例示をお示ししてございます。1人1台端末の整備によりまして、右側にボックスが三つございますけれども、矢印の部分、1点目、子どもたち一人ひとりの反応を踏まえた双方向型の一斉授業が可能。二つ目のボックスの矢印でございまして、一人ひとりの教育的ニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能。あるいは三つ目のボックス、各自の考えを即時に共有し、多様な意見にも即時に触れることは可能ということでございます。

この4ページ中段よりやや下、2の次世代人材に求められる資質・能力の育成でございまして、こちらの上から4、5行目あたり、補足も加えながら説明いたしますけれども、中教審の答申におきましては、我が国の学校教育には鍵括弧でございまして、一つ目、新学習指導要領の着実な実施の重要性、あるいは二つ目といたしまして鍵括弧でございまして、ICTの活用が不可欠というふうなことでございます。

下から4、5行目に行きまして、その上で令和の日本型学校教育の目指すべき姿といたしまして、一人ひとりの教育的ニーズあるいは学習状況に応じた個別学習を可能とする個別最適な学び、それから一人ひとりの考えをお互いに共有し、多様な意見にも即時に触れることのできる協働的な学びの実現を掲げてございます。

そして、下から2行目から5ページの2行目にかけてでございますけれども、GIGAスクール構想における1人1台端末の環境について、Society 5.0時代に向けた情報活用能力、あるいは問題発見・解決能力等の学習基盤となる資質能力の育成に向けて、個別最適な学び、協働的な学びについて大きな役割を果たし得るというふうな取りまとめをしているところでございます。

こうした取りまとめ、考え方を踏まえまして、区といたしましては、これまでの対面指導による教育実践にICTを最適に組み合わせて進める、これを中教審の答申の中ではハイブリッド化というふうな表現をしておりますけれども、区としてはこのハイブリッド化によりまして、さらなる教育の質の向上、これを目指していきたいと考えてございます。

5ページの3のところでございます。次世代の人材に求められるというところでの基本方針ということでお示しをしております。このような基本的考え方を基盤といたしまして、児童・生徒には①、お示しの自律的なICT利活用の推進、その他でございます。教員につきましては②のところでございますけれども、児童・生徒間の関係性等の

可視化・特別ケア等々、方針をお示ししてございます。

4のところ、運用方針でございます。GIGAスクール構想による1人1台端末の配備、これは令和3年4月に実現する見込みでございますけれども、活用の実践例などにつきましては、稼働後の状況を見極めながら、積み上げていきたいというふうに考えてございまして、この基本方針実現のための運用方針の策定、あるいは各教科別、各学年別の利用方針、利用例等につきましては、当初は暫定的に大きくりのものを示した上で、児童・生徒、保護者、教員の意見を幅広く集約しつつ、令和3年度中に取りまとめたいと考えてございます。

5のところ、効果測定でございます。1人1台端末導入に伴う効果でございますけれども、これにつきましては、あらかじめ授業や家庭での活用についての目標数値、こうしたものを設定した上で、見えるような形で効果を測定できるようにすることを考えてございます。

最後にA4、1枚の資料にお戻りいただきまして、裏面の4、今後の予定は、お示しのとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。この件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 ご説明ありがとうございます。先日、各委員が参加した文科省の区市町村の教育委員の協議会というのがございました。そこでGIGAスクール構想に対する話題も出たのですが、全国的に見ても、北区の取組みは先を行っている内容が多く、大変、日頃の皆様の努力に改めて感謝をしたところです。また、先生方、実際に推進されていく先生方に対しても、物を与えておしまいということではなく、研修体制を考えるなど、北区の取組みのよさを改めて認識したところではありますけれども、こちらのアンケート調査のページで行くと25という小さい数字が出されているところに、ICT導入に向けた課題ということで、教員の意見の中で課題としているトップのところに、支援が十分ではないというような声が上がっております。恐らく、どんなにやる気がある先生方であっても、それに対しての疑問が湧いたときに、すぐに聞ける体制というのがとても大事なことであると思います。今、現在も支援体制があることは承知しておりますけれども、ぜひ、専門的な知識を持って、すぐに回答を寄せられる、あるいはサポートできるというような体制をより強く高めていただきたいと希望しております。どうぞよろしくお願いいたします。

清正教育長 ありがとうございます。
教育政策課長

教育政策課
長

ICT支援員の派遣という形でございますと、運用保守契約の中で、各学校月2回で
ございますけれども、派遣というような形の計画をしているところでございます。

それから、学校からの日常的な問い合わせというところでございますと、サポートセ
ンターへの問合せ、これは昼間の時間帯でございますけれども、不明な点、あるいはよ
り効果的な活用といった点での問合せに対応できるような形での相談体制というのを構
築する予定でございます。

それから、研修でございますけれども、既に教員対象の研修につきましては進めてお
るところでございます、現在で申しますと、クラウドサービスを具体的にどういうふ
うに使ったらいいか、基本的な使い方、効果的な活用の方法等々につきまして、まずは
情報教育担当者向けの研修を行っていくということでございます。

それから、今後は全教員を対象とした研修、これも予定をしているところでございま
して、1人1台端末の環境で十分に効果発揮できるような体制を組んでまいりたいと考
えているところでございます。

清正教育長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいでしょうか。それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件
につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定さ
せていただきます。

ただいまから関係職員の入れ替えを行います。しばらくお待ちください。

(職員入れ替え)

清正教育長

よろしいでしょうか。それでは、次に報告事項に移らせていただきます。

日程第3、報告第8号「滝野川第四小学校リノベーション事業整備プランについて」
事務局から説明をお願いいたします。

学校改築施
設管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

私からは、報告第8号、滝野川第四小学校リノベーション事業整備プランについて、ご報告させていただきます。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、1の要旨をご覧いただきたいと思えます。令和2年3月策定の「北区立小・中学校長寿命化計画」に基づきまして、既存校の長寿命化を図り、長く使い続けるためのイノベーションを順次実施する方針を定めております。

本格的なりノベーション事業としては、こちらが第1号になってまいりますが、このたび、滝野川第四小学校のリノベーション事業の整備プランがまとまりましたので、ご報告させていただくものです。

2の検討経過でございますが、令和2年7月から設計に着手しまして、令和2年9月には児童、保護者、地域の方などを対象としたアンケート調査を実施し、今年の令和3年2月には整備プラン案に関する意見交換会を実施してまいりました。

次に、整備プランの概要です。今見ていただいた資料の裏面をご覧いただきたいと思えます。裏面の下段でございますが、参考としまして、学級数の見込みを記載しております。こちらの表の下から2行目の欄でございますけれども、こちらは令和2年度の東京都教育推計等人口に35人学級の段階的導入を加味した学級数を記載してございます。一番右側、令和7年度をご覧いただけますと、18学級の見込みとなっております。従来推計では15学級だったところが、3学級増える形となっております。このため、本整備プランでは、普通教室を18教室確保した上で、建物の耐久性の向上や不具合の解消を図るとともに、学習環境、快適性の向上を目指したものとしてございます。

それでは、別添でおつけしておりますリノベーションの事業整備プランの冊子をご覧いただきまして、ポイントをご説明させていただきます。

10ページをお開きください。10ページの上段の(1)配置図でございますけれども、児童のアンケートにおいても、学校の一番好きな場所が校庭という回答が最も多かったこともございまして、校庭の全天候型への整備や、校庭、校舎の屋上を有効活用した運動スペースの整備などを予定してございます。

下の段にお進みいただきまして、1階の平面図となります。バリアフリー化といたしまして、平面図左側、中段に記載のエレベーターの新設や、平面図右下にございます図工室のある別棟と校舎をつなぐ渡り廊下を各階に設置いたします。

また、トイレにつきましては洋式化、ドライ化などの整備を、給食室は空調設置やドライ化を図ります。

続きまして、11ページにお進みください。上段は2階の平面図となっております。こちらは普通教室・特別教室がメインとなっておりますが、これらの教室は内装等のリニューアルを行います。また、平面図の右側中段に多目的室というのがございますけれども、こちらは将来的に必要となる教室の増加を想定した整備を行いまして、放課後子ども教室と共用する予定としてございます。また、平面図の右下、図書室につきましては、現状二部屋に分かれている機能を移設しまして、1か所に集約するなど、充実を図っております。

次に、下の段、3階平面図でございます。こちらも2階同様、普通教室、特別教室が

メインとなり、リニューアルを行います。また、平面図の右下のランチルームにつきましては、学童クラブと共用する予定としてございます。

委員会資料にお戻りいただきたいと思っております。こちらの2ページになります。

大きな4でその他課題と書かせていただいております。ただいまご説明した整備プランでは、放課後子ども教室と学童クラブの諸室が多目的教室と共用するプランとなっております。今後の人口動向によっては、さらなる普通教室の確保が必要となる可能性もあり、その場合には多目的室などを普通教室に転用しなければならないことから、放課後の居場所の確保については、このリノベーション事業を進めながらも子ども未来部と連携して、今後、必要な対策を検討することとしているところでございます。

最後に、今後の予定でございます。令和3年度春から秋にかけて実施設計に取り組みさせていただき、また、令和3年秋からは仮設校舎の整備、令和4年春からは本格的な改修工事に着手しまして、令和6年11月の整備完了を目指してございます。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第4、報告第9号「谷端小学校の教育環境等の整備に向けた検討について」事務局から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

私からは、谷端小学校の教育環境等の整備に向けた検討について、ご報告をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきたいと存じます。

1の要旨です。谷端小学校につきましては、リノベーション事業の実施予定校でございますが、今般の35人学級の計画的導入により、従来の想定よりも早く教室が不足することが見込まれております。つきましては、将来的に普通教室と放課後の場所が確保できるよう、早急に対応の検討に着手する旨を報告させていただくものでございます。

こちらの資料の下段に記載の参考児童学級数の推移及び教室確保の見込みをご覧ください。表の下から2行目の学級数は、令和2年度の東京都教育人口等推計に35人学級の段階的導入を加味した学級数を記載させていただいております。一番右の令和7年度をご覧くださいと、11学級の見込みとなっております。従来では、9学級の見込みだったところが2学級増える形となっております。

次に、表の一番下の行には、現在の谷端小学校の普通教室に転用が可能と見込まれる諸室の数を記載してございます。例えば、令和2年度、左から2行目になりますが令和2年度の場合、学級数は7ありまして、転用可能諸室は3室分見込まれるという見方になります。また、こちらの表の一番下、米印に記載してございますが、この転用可能諸室3室の中に、放課後子ども教室が共用している多目的室や学童クラブ室が含まれているという大変厳しい状況になってございます。

続きまして、2の基本的な考え方、認識について説明します。今後の対応案の検討に当たりまして、お示しの3点に留意し、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

一つ目は、現在の施設規模では10学級程度の受入れが限界ということもございまして、増築棟整備を視野に対応を検討する必要があること。二つ目としましては、可能な限り学校内に放課後の場所を確保できるよう方策を検討していくこと。三つ目といたしましては、普通教室と放課後の居場所の確保を優先としつつ、リノベーション工事への円滑な接続に配慮していくことを考えてございます。

続きまして、3の今後の予定でございまして。令和3年春から夏頃の対応方針の決定を目指し、検討を進めさせていただくとともに、令和3年秋頃には設計等の着想を目指してまいりたいと考えてございます。

雑駁ではございますが、私からの報告は以上です。よろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

ご説明ありがとうございます。今、ここで私が述べる以上に、担当の皆様はお知恵を絞られて悩んでいらっしゃるということは重々承知しておりますけれども、北区全体が当面は児童数が増加する、あるいは放課後わくわく等との関連ですとか、35人学級のこと等々あることは十分承知しているのですけれども、やはり、普通教室及び放課後の居場所の確保を優先となりますと、どうしても特別教室等に対する手立てが薄くなりがちにならざるを得ないと思います。そうしたときに、新築した校舎で学校生活を送る子ども達と、このような環境の中で学校生活を送る子ども達では、当然、同じ北区内においても、多少の差異が生じる事はやむを得ないというふうに思うのですけれども、本当にできる限りという言葉の中に、そのあたりへの配慮も十分していただいて、何々小学校を卒業してよかったということが、学習内容はもちろんですけれども、その校舎においてもよい思い出ができるような環境設定を、ぜひ、さらにお知恵を絞ってお願いしたいと思います。以上でございます。

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長	ご指摘ありがとうございます。今後、本格的に検討と、早急に検討していきたいと思っておりますので、今言っていた委員のご意見のほうもしっかり受け止めさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。
清正教育長	ほかによろしいでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。 次に、日程第5、報告第10号「令和4年度以降の成人の日記念式典参加者の対象年齢について」事務局から説明をお願いします。
生涯学習・学校地域連携課長	教育長
清正教育長	生涯学習・学校地域連携課長
生涯学習・学校地域連携課長	<p>それでは、私から報告第10号、令和4年度以降の成人の日記念式典参加者の対象年齢について、ご報告申し上げます。</p> <p>資料をお願いいたします。1の要旨でございます。民法改正によりまして、成年年齢が18歳に引下げとなります令和4年度以降の成人の日記念式典、こちらは、令和5年1月の成人式からということになります。多くの新成人の方にご参加をいただきまして、大人としての自覚を促す機会となるよう、引き続き二十歳を対象とするものでございます。成人式につきましては、この民法ですとか、他の法律に実施方針の定めというものがございますので、対象年齢の在り方につきましては、各自治体の判断となっていることから、改正民法施行以降におけます式典の実施方針を定めまして、区民の皆様にご周知をさせていただくというものでございます。</p> <p>2の理由でございます。二十歳を維持するところ、大きく二つの理由がございます。</p> <p>まず一つ目といたしましては、成年年齢となります18歳、大半の方は高校3年生の時期でございまして、受験や就職等に向けた準備と重なり、本人、それから保護者の精神的・経済的な負担が大きく、参加を断念することが大いに予想されるということ、こちらが2点目の理由でございます。記載させていただきました、飲酒や喫煙をはじめまして、その他公営競技は引き続き二十歳からということ、また、刑法犯について定める少年法の定義、そういったものも二十歳未満が維持されるということになってございまして、二十歳という年齢が引き続き重要な節目であることは変わらないといった点でございます。</p> <p>3、他区の状況でございます。お示しのとおり、大半の区が先ほどの理由から二十歳を維持するということを決定、もしくは検討してございまして、また資料に記載はございませんが、先日公表されました法務省の最新の調査結果によりますと、全国的にも二</p>

十歳のままだが96%、それから、21歳が4%、21歳とされているのは、いわゆる雪国と呼ばれている豪雪地帯、そういったところでは冬場は避けて帰省しやすい翌年度のゴールデンウィークですとか、お盆に開催する、それが4%でございます。あわせて100%。18歳と決定した自治体は、現在のところ0となっておりまして、全国的にも現在の対応を継続する方向となっているというところでございます。

4、その他でございます。民法改正後の式典の名称につきましては、他自治体の動向を踏まえて、別途検討させていただきます。

5、今後の予定でございます。来週3月1日に行われます北区議会文教子ども委員会にご報告させていただいた後、3月10日号の北区ニュース、またホームページ等で周知してまいります。報告は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。次に、日程第6、報告第11号「知的障害特別支援学級設置方針検討委員会報告書について」事務局から説明をお願いいたします。

教育総合相談センター 所長 教育総合相談センター所長

清正教育長 教育長

教育総合相談センター 所長 それでは、報告第11号につきまして、ご説明申し上げます。資料をご用意ください。資料を1枚おめくりいただきまして、3の経過でございます。知的障害学級在籍者数の増加と、学級を設置していない地区があることによる児童・生徒や保護者の負担に対応するため、平成30年度に特別支援学級設置方針を策定いたしまして、令和2年度には滝野川第五小学校に学級を開設し、令和3年度には堀船中学校に開設することとなっておりますが、今後につきましても、当面は児童・生徒数の増加や特別支援教育に関する意識の高まりに伴いまして、さらに在籍児童・生徒数の増加が見込まれることから、今年度、検討委員会を3回開催いたしまして、検討結果を取りまとめたものでございます。

報告書のポイントにつきましては、以下4の主な内容にまとめてございますが、別紙資料の報告書を使って、かいつまんで説明させていただきたいと思っておりますので、ホチキスどめの資料をご覧ください。上段の(1)全国・東京都・北区の過去10年間の特別支援学級の在籍率に注目して比較を行った表でございます。小・中学校を全児

童・生徒数Aに占める特別支援学級の児童・生徒数、Bの割合が平成22年度では全国0.76%、東京都0.95%、北区1.19%となっておりますが、その後ずっと推移いたしまして、右側のところでございますが、令和元年度、全国1.34%、都が1.24%、区が1.71%と増えてございます。

黒丸を二つ目のところで、在籍率の伸びを計算いたしますと、毎年度平均で、全国では1.07倍ずつ、都では1.03倍、北区では1.04倍ずつ伸びているということが分かってございます。

次に、その下の(2)でございますが、北区の小学校、中学校ということで、まず小学校のほうなのですけれども、黒丸の下のところで、北区の小学校につきましては毎年度約1.07倍ずつ出現率が伸びているということが分かってございます。

1枚おめくりいただきまして、次のページの上の表の下の黒丸のところですけども、北区の中学校につきましては、毎年度1.06倍ずつ伸びているということでございます。

次に、その下の北区の将来見込みでございますが、今後も出現率の伸びが想定されるものの、今後どこかで伸び率が緩和する可能性もあるということで、先ほど申し上げた伸び率の中で一番低かった東京都の1.03倍を使用して、今回推計を行ってございます。

その下のウの推計方法につきましては、詳細な説明は省略させていただきますが、令和3年4月時点の特別支援学級設置校の在籍者数見込みを分子といたしまして、東京都人口等推計にございます通常の学級の児童・生徒数を分母といたしまして、北区の7地区に分けて出現率を計算したうえで、令和3年度以降は出現率が前年度1.03倍ずつ伸びていくという計算をしてございます。なお、今ご説明いたしました分母の通常の学級の児童・生徒数につきましては、設置校だけではなくて、この4ページの下の部分では、赤羽東地区の小学校の例を載せてございますが、この設置校がある地区の赤羽東地区の全ての小学校の人数を合計した数字を使用してございます。

この推計の結果が6ページの表で、左側の列のところ、現在、特別支援学級設置校10校ございますが、この10校のうち、その右側の令和7年度の学級数のところをご覧いただきますと、一番上段の浮間小学校が5学級となっておりますが、それ以外につきましては、4学級以下に収まる見込みとなっております。

次に、8ページまでお進みをいただければと思います。8ページは中学校でございますが、左側の列のところ、今年度開設の堀船中学校も含めまして、6校設置校がございまして、令和7年度のところをご覧いただきますと、全て4学級以下で収まるという見込みとなっております。

次に、9ページにお進みをいただきまして、3番のところでございますが、23区調査結果といたしまして、まず他区の状況といたしまして、(1)では設置校1校あたり最大6学級の設置校がある区が3区、それから5学級の設置校がある区が北区も含め6区、4学級の設置校がある区が11区ということで、大多数の区で最大4学級以上の設置校があるということが分かってございます。

次に(2)の受入れ可能人数、人数定員についてでございますが、北区ではこれまで設置校ごとに明確に受入れ可能人数を設定していなかったところでございますが、他区

では設置校ごとに受入れ可能人数、定員を定めているというのが5区あることが分かってございます。

また、その下の(3)希望者多数の場合の取扱いについてですが、北区では、これまで希望者多数ということで受入れをお断りしたということは、基本的にはないと思っておりますが、他区では他校を案内している区が9区あるということが分かってございます。

次に、その下の4番、滝野川地域の中学校設置校の地域偏在についてでございます。ここまででは人数の伸びというところで書かせていただいておりますが、この4番につきましては、地域偏在の問題ということで、滝野川地域の中学校設置校を取り上げてございます。堀船中学校につきましては、令和3年度に学級を開設いたしますが、田端や東田端の生徒につきましては依然として半径1.5キロ圏内に設置校がないということでございますので、この次のページ、10ページの上段のところにお進みいただければと思います。飛鳥中学校に、将来的に特別支援学級を開設できるように現在行っておりますリノベーション改修に合わせて、教室のしつらえを整備した上で、さらに堀船中学校での学級開設後の入級希望者の動向を検証した上で、特別支援学級開設について検討していくとしてございます。

この資料の15ページ、最後の地図のところでございます。15ページの地図をご覧くださいますと、中学校の設置校で、設置校から半径1.5キロの円を書いておりますが、右下の部分、田端、東田端地区につきましては1.5キロの圏内から外れているということがお分かりいただけるかと思えます。

それでは、ページをお戻りいただきまして、10ページにお戻りをいただければと思います。

5番の今後の知的障害特別支援学級設置方針についてでございますが、まず(1)北区の現状は、先ほどの最大で4学級以上の設置校がある区が大多数であった状況等を踏まえまして、設置校の受入れ可能人数を原則として4学級32人までとする。ただし、学校施設の状況で学級増設ができる場合は、6学級48人までとするとしてございます。

それから、(2)では今回の令和7年度までの推計結果では、浮間小を除きまして4学級以下で収まったことから、当面の学級増設する場合には、既存の特別支援学級スペースでの対応としてございます。

それから、(4)でございますが、今後、一時的に入級希望者が設置校の受入れ可能人数を超える場合は、まず、別の設置校をご案内して、(5)ではこの状況ですとか、あとは毎年度の推計結果の見直しにより、希望者の超過が複数年続くと見込まれる場合は、未設置校への開設を検討するとしてございます。

次に6番、自閉症情緒障害特別支援学級につきましては、知的障害学級ではございませんが、内容が関連しているということで記載をさせていただきます。

内容といたしまして、開設1年目の王子小学校の自閉症の学級、それから、今年開設の王子桜中学校の学級がございまして、知的障害の学級と異なりまして、原則として通常の学級と同一の教育課程で指導を行う必要があるということから、教員講師の確保に課題があるということで、当面は令和6年度の(仮称)都の北学園を加えた3校体制と

ということとさせていただいております。

以下、11ページ以降は参考資料編ということで、要綱、委員名簿、検討経過をつけてございますが、13ページの委員名簿のところ、今回、特別支援学級設置校で学級数が最も多い5学級の浮間小学校、それから、明桜中学校の校長先生にも入っていただいております。お名前を載せさせていただいております。

最後、14ページ、15ページは小学校と中学校の分布図をおつけしてございます。

では、最後に、最初の資料の裏面にお戻りをいただけますでしょうか。

報告資料の裏面、5番の今後の予定でございます。本日の報告ののち、3月文教子ども委員会、それから特別支援学級設置校長会、定例校園長会で報告をさせていただく予定となっております。

説明は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 丁寧なご説明並びに準備をありがとうございました。すばらしい報告だというふうに思いましたけれども、ご案内のとおり、特別支援学級の定数が8人ということで全ての基準になっていることは十分承知しているところですが、北区内で情緒等の学級も増えてはおりますが、ただ、特別支援学級、知的のところにおいては重複障害のお子さんが多い、あるいは増えているというような現状もあると思います。今も講師等で対応してくださっていることも承知しておりますけれども、今後、重複障害が増えていく中、そういうお子さんがいらっしゃる中において、定数だけで、しかもぎりぎりというふうになりますと、教員の負担が本当に大きなことは身をもって知っているところです。ですので、そういうような場合についての臨機応変な講師対応ということについても、区としてさらにご支援いただければと願っているところです。以上です。

清正教育長 ありがとうございます。
教育総合相談センター所長

教育総合相談センター所長 特別支援学級につきましては、交流及び共同学習、小集団学習講師をつけさせていただいております。それから、自閉症の学級につきましては、知的の学級よりも1日の時間が長い交流及び共同学習、小集団学習講師もつけさせていただいております。基本的には学級の人数に応じた講師の配置枠としてございますけれども、いろいろ、その学校の実態に応じて講師が配置できるように意を尽くしてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

清正教育長 ほかによろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
ただいまから、また再び関係職員の入れ替えを行います。少々お待ちください。

(職員入れ替え)

清正教育長 次に、日程第7、報告第12号「史跡中里貝塚整備基本計画」(素案)について事務局から説明をお願いします。

飛鳥山博物館長 教育長

清正教育長 飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長 それでは、私からは、報告第12号史跡中里貝塚整備基本計画素案について、ご説明申し上げます。

1の要旨です。史跡中里貝塚整備基本計画は、令和2年3月に策定しました史跡中里貝塚保存活用計画を踏まえまして、今年度も学識経験者や地域代表者等で構成する「史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会」を設置して、令和2年7月から策定に取り組んできたところでございます。

本日は、現時点までの検討内容を整備基本計画素案としてまとめましたので、報告をさせていただきます。

2の検討経過及び3の内容についてでございます。別添の整備基本計画(素案)冊子をお取りいただきたいと存じます。

8ページをお開きください。策定委員会でございますが、令和2年7月から令和3年3月まで、6回の策定委員会を開催、また開催する予定でございます。原課の新型コロナに係る緊急事態宣言の発出など、感染防止の観点から書面開催による会議を数回余儀なくされたところでございます。

次に、9ページに中里貝塚ワークショップでございます。地域の方々の意見を集約し、計画に反映させるため、令和2年8月から令和2年10月まで3回のワークショップの開催、また、今月中旬には整備基本計画(案)の報告会の4回目を予定しているところでございます。

次に、素案の内容でございます。ページをお戻りいただきまして、3ページ、第1章になります。整備基本計画策定の経緯と目的でございます。中里貝塚は縄文時代の海岸線に形成された大型の貝塚で、縄文時代の生産や社会的分業社会の仕組みを考える上で重要な遺跡として、平成12年に国史跡に指定されました。しかし、その後20年が経過する中で、暫定的な整備にとどまっており、活用が十分に図られていない状況でござ

います。このことから、中里貝塚の歴史的価値を再評価し、周知することを目的として、平成30年度に総括報告書を刊行し、昨年3月に中里貝塚の価値を高め、適切に保存・継承し、史跡を生かしたまちづくりを推進していくため、保存活用計画を策定いたしました。そして、その計画に基づき、整備の基本理念及び具体的な整備方針を検討するため、今年度整備基本計画を策定することとしたものでございます。

12ページから58ページの第3章までは、昨年度策定いたしました保存活用計画の内容と重複しておりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

61ページをお開きいただきたいと思います。第4章、基本理念・基本方針です。まず、整備のテーマは「マチナカで出会う縄文文化―史跡が拓く新たな未来―」として設定いたします。その下の本文の2段落目でございますが、中里貝塚史跡指定から20年が経過し、現在、日本最大規模を誇る貝塚のごく一部のみが史跡に指定されております。その指定地におきましても景観の喪失は行われていないため、史跡に対する認知度は低い状況です。史跡指定地において、中里貝塚の本質的価値を顕在化することで、情報発信基地の機能を高めることが肝要と考えております。そのため、中里貝塚の整備活用を地域住民とともに目指すこととします。

62ページをお開きください。整備の基本方針です。整備のテーマ実現のため、周知と体感を軸とした三つの項目を整備の基本方針とします。

1項目が縄文空間の創出です。中里貝塚の本質的価値を顕在化させ、史跡を感じる、伝える、つないでいくことで、史跡を完全に保存し、次世代へと継承させるための環境を整備します。そして、2項目が縄文空間に調和した多目的広場の整備、3項目が周辺環境の整備となります。

続きまして、第5章、整備基本計画です。本日は各計画の中での主要な点をご説明させていただきます。A3のイメージ図、こちらを机上に配付させていただいておりますので、これも併せてご覧いただければと思います。

まず、65ページをお開きください。全体計画では実物資料や模型の展示、縄文時代の暮らしや環境がイメージできるような設備や、普及事業等を段階的に整備・実施することとしております。

ページを進みまして、72ページをご覧ください。史跡指定地周辺の動線図になります。動線に関する計画では、上中里駅に近い史跡広場の南側、ここの図で言いますと下側になりますメインエントランスに設定し、北側の尾久駅側をサブエントランスに設定することといたします。

次に、74ページになります。案内・解説施設に関する計画ですが、史跡広場内に遺跡の本質的価値が理解できるサインコーナーや、近隣小中学校との共同による掲示板を設けることとしております。

次に、76ページになります。遺構の表現に関する計画、こちらでは地下遺構などの立地環境を体感するための遺構の地上表示、地形立体模型展示、またAR・VR等のデジタル機器整備を図ることとしております。

その先に進みまして、80ページをご覧ください。管理施設及び便益施設に関する計画です。メインエントランスに当たります史跡広場南側付近に、倉庫、詰所、トイレ機能を有する施設を設置することとしております。この便益施設につきましては、地元町

会からの強い要望のあったところでございますので、文化庁の指導、助言を仰ぎながら検討を進めてまいります。

81ページ、こちらの公開・活用に関する計画でございます。史跡指定地の整備に伴い体型イベント等の開催、他の自治体等の事業とのタイアップ、将来的な区内小学校の来訪機会の提供につなげることなどを挙げております。

以上、簡単ではございますが、素案の説明となります。

教育委員会資料にお戻りください。4の今後の予定でございます。令和3年3月1日になりますが、文教子ども委員会に整備基本計画素案として報告いたします。その下、3月21日になりますが、地元説明会を開催いたします。そして、3月末に整備基本計画を策定するというスケジュールになっております。

以上、私の説明でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 とてもすばらしい報告ありがとうございました。お話の中で、VRのようなものの活用という話もありましたけれども、どの程度のものなのか、今分かる範囲で教えていただけませんか。

清正教育長 飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長 こちらのAR・VRでございますが、現在の左側の先ほどの3の開きの史跡指定地、左側、こちらが現状原っぱといった状態になっております。ここを整備するわけですが、各案内、サインコーナー、また立体模型等を作ったところに、当初はQRコードのようなものを付けまして、それはスマホで現地を訪れていただいた方に見ただくと、その当時の状況でありますとか、地下の階層、また、そういったものが見られるようにしていきたいと考えております。

将来的には、子ども達、今、1人1台タブレット端末を持っていますので、そういったものを持って来ていただいて、子どもたちの学習の場とできるような、そういったこともできるのではないかと、内部では検討しているところでございます。以上です。

清正教育長 ほかにございますか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 よろしいでしょうか。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第8、報告第13号「児童数増加への対応について」事務局から説明をお願いします。

学校適正配置担当課長

教育長

清正教育長

学校適正配置担当課長

学校適正配置担当課長

それでは報告第13号、児童数増加への対応について、ご報告いたします。資料をご覧ください。1番、経過です。近年の年少人口増加を踏まえ、北区人口推計等に基づく東京北区教育委員会の権限に属する事務の在り方検討委員会、省略して人口検と申しますが、こちらにおいて関係部課が横断的に情報を共有・分析を行い、児童生徒数の情報を共有し、教育及び子育て環境の確保について検討を行っているところでございます。小学校35人学級の導入を踏まえた令和3年度以降の対応策について、今回ご説明いたします。

2番、現状及び課題でございます。都推計、東京都の推計でございますが、都推計での増加ペースは落ち着いているものの、今後5年から6年は児童生徒数が増加傾向にあり、国において1学級当たりの児童数の上限を令和7年度までに順次35人とするは見込まれているため、一部の小学校でさらなる教室確保のための取組みが必要となると見込まれております。

中学校においては、早急な対応が必要となる学校については、現時点では見込めないため、引き続き生徒数の動向を注視してまいります。

3番、昨年度に対処策の具体化を図ることとした学校の状況でございます。①王子小学校、②東十条小学校については関係機関等のご協力もいただき、両校とも隣接地等での増築等の整備を進めているところでございます。

裏面をご覧ください。③滝野川小学校につきましては、令和7年度までの推計で、児童数の増加傾向は緩和されておりますが、今後の35人学級完全導入を見据え、対応策の検討を継続してまいります。

④田端小学校につきましては、現在のところ令和5年度または6年度に教室が不足することが見込まれますので、学童クラブ室の隣接施設への移転等を含め、検討を継続してまいります。

4番、今年度の検討における今後の対応でございます。

(1) 35人学級の影響等もあり、今年度対応策の具体化を図る学校でございます。お示しの①谷端小学校、②を滝野川第四小学校ともに、先ほど学校改築施設管理課からご説明・ご報告がございましたが、リノベーション事業の中で必要教室の確保を図ってまいります。

(2) 対応策の要否も含め、現状を注視する学校でございます。当該校の実用や地域性、または学校の35人学級の影響や児童数の増加傾向を踏まえ、お示しの6校といたしました。今後とも児童数の推移等を注意してまいりまして、必要な場合には対応策を検討してまいります。

5番、その他の検討課題でございます。各学校の必要な把握に努め、意見調整を図りながら教育・子育て環境の確保に取り組んでまいります。また、国との動向の把握に努め、よりきめ細やかな指導体制の充実に取り組んでまいります。
雑駁ではございますが、私からのご説明とさせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
次に、日程第9、報告第14号「令和3年4月期の保育園入所申込状況（第一次審査）と今後の待機児童解消策について」事務局から説明をお願いいたします。

子ども環境
応援担当課
長

教育長

清正教育長

子ども環境応援担当課長

子ども環境
応援担当課
長

報告第14号、令和3年4月期の保育園の入所申込状況と今後の待機児童解消策について、ご報告いたします。

1ページおめぐりいただきまして、教育委員会資料をご覧ください。

1、要旨でございます。令和3年4月期の保育園利用希望者数は昨年度より1歳児を除き減少しております。今後の待機児童解消に向けては、2次審査の審査状況等を踏まえ、必要に応じて対応策を検討いたします。

2番です。令和3年4月期の入所審査の入所申込状況等についてです。

(1) 新規申込者数です。先ほども説明しましたが、全体で2,346人と1歳児を除き昨年度より全体で133人減少となっております。

(2) 入所保留者数につきましても、全体的に減少しており、(3)に移りますが、二次の募集枠につきましても1歳児を除き募集枠は増えております。

それらを総合した(4)につきまして、お示しのとおり一次審査時点ではございますが、昨年度よりは改善しているということが分かるものでございます。

裏面をお願いいたします。参考として、毎年記載しておりますが、1月1日時点での就学前人口の状況になってございます。参考①の部分でございますが、0から5歳、また0から2歳、全体的に減少しているというような状況になってございます。

3番までお願いします。今後の待機児童解消の考え方についてです。新たな私立認可保育園の公募誘致については当面見送ることいたします。なお、二次審査の審査状況等を踏まえ、必要に応じて対応策を検討いたします。

最後に、表につきましてですが、令和3年4月期に拡大する定員については405

名、また令和4年4月につきましては、既に誘致が決まって準備しております（仮称）太陽の子保育園上中里等を含めまして85名が含まれております。

以上、ご報告となります。

清正教育長 ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。次に、日程第10、報告第15号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第15号でございます。1枚おめくりをお願いいたします。今回、名義使用を承認した旨の報告、合計5件ございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目でございます。「キッズフリーマーケット」NPO法人キッズフリマ代表でございます。

2件目「第34回現代日墨展」現代日墨画協会会長でございます。

おめくりをいただき、2ページでございます。

3件目でございます。「星美学園短期大学公開講座」同短期大学学長でございます。

4件目「1日サッカー無料体験イベント」NPO法人アミティエスポーツクラブ代表。

5件目「きたく子ども劇場鑑賞例会 令和3年度前期」同劇場代表でございます。

3ページに事業実績報告、1件お示ししてございます。よろしく願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして令和3年第2回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。